

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合公金の保管及び運用 に関する基準

平成 14 年 3 月 29 日羽瑞給発第 897 号

最終改正 平成 20 年 3 月 21 日要綱第 1 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 6 条）

第 2 章 歳計現金等の保管（第 7 条―第 9 条）

第 3 章 歳計現金等の運用（第 10 条―第 16 条）

第 4 章 借入金（第 17 条―第 20 条）

第 5 章 公金管理委員会（第 21 条）

第 6 章 雑則（第 22 条・第 23 条）

付則

### 第 1 章 総則

（趣旨）

**第 1 条** この基準は、羽村・瑞穂地区学校給食組合（以下「組合」という。）の公金の保管及び運用の明確化並びに安全性の確保について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第 2 条** この基準において「公金」とは、次に定めるものをいう。

- （1） 歳計現金 組合の一般会計の歳入歳出に属する現金をいう。
- （2） 歳入歳出外現金 組合の歳入歳出外現金をいう。
- （3） 一時借入金 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 235 条の 3 の規定により組合の管理者（以下「管理者」という。）が歳出予算内の支出をするために借入れる一時借入金をいう。

（公金の保管及び運用の原則）

**第 3 条** 公金は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条の 6 及び第 168 条の 7 第 3 項の規定により、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管及び運用しなければならない。

2 前項の規定により公金を保管及び運用する場合は、次の定めに従わなければ

ならない。

- (1) 公金の安全性の確保 公金は、住民の財産であることに鑑み、金融機関の破たん又は市場の時価の変動により損失が生じないように安全性を最重要視して保管及び運用しなければならない。
- (2) 公金の流動性の確保 歳計現金及び歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）は、支払準備金として支払時期に支障が生じないように流動性をもって保管及び運用しなければならない。
- (3) 公金の効率性の確保 公金の運用は、前2号に定める安全性と流動性の確保を前提としたうえで、相対的に利回りの高い金融商品を選択し効率性をもって運用しなければならない。

（公金の保管及び運用者）

**第4条** 公金の保管及び運用は、法第170条の規定により組合の会計管理者（以下「会計管理者」という。）が行う。金融機関への預け入れ又は債券を購入するときの名義人も、また同様とする。

（会計管理者の責務）

**第5条** 会計管理者は、公金を預金又は債券に代えて保管及び運用するときは、当該公金の元金を失ってはならない。

2 会計管理者は、公金を安全かつ流動的に保全するため、常に金融機関等の経営状況及び金融動向の把握に努めるとともに、当該公金の保管及び運用については場所及び期間を分散して行わなければならない。

（職員の責務）

**第6条** 公金の預金又は借入れの事務に係わる職員は、常に金融機関の経営状況と金融動向の把握に努めなければならない。この場合において、金融機関の経営状況で知り得た秘密は、当該公金の預金又は借入れの事務に係わる職員以外の第三者に漏らしてはならない。

## 第2章 歳計現金等の保管

（収支予定の報告）

**第7条** 会計管理者は、歳計現金の収入及び支出の計画を立てるため、各課長から毎月、その所管に係る3月先までの収入及び支出の予定金額とその予定期日の報告を求めるものとする。

2 前項により各課長に報告を求める収入及び支出の予定金額は、1件50万円以

上とし、報告後に予定金額又は予定期日に変更が生じたときは、当該課長は、速やかに会計管理者に変更の報告をしなければならない。

(歳計現金不足時の措置)

**第8条** 歳計現金に不足が生じた場合は、次の順により資金を確保するものとする。ただし、当該順によることが資金の確保において難しい場合は、これを変更することができる。

(1) 歳入歳出外現金からの繰替え

(2) 金融機関からの一時借入金の借入れ

2 会計管理者は、前項に定める措置を行うことなく、歳計現金の不足を理由として債権者への支払いを遅らせてはならない。

(歳計現金等の保管方法)

**第9条** 歳計現金等は、指定金融機関の会計管理者名義の普通預金により保管することを原則とする。

### 第3章 歳計現金等の運用

(歳計現金等の運用と金融商品)

**第10条** 前条の規定にかかわらず、支払期日が到来するまでに余裕がある歳計現金等は、預金保険の対象となる定期性預金等の金融商品をもって運用することができる。この場合において、預金保険の対象とならない金融商品であつても元金が保証されているものにあつては、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、歳計現金等は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3第3項に規定する国債証券、地方債証券又は政府保証証券をもって運用することができる。

3 歳計現金等を運用する場合の運用金額、運用期間及び金融商品の種別は、その都度会計管理者が定める。

(歳計現金等を運用する金融機関)

**第11条** 歳計現金等を運用する金融機関は、指定金融機関のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている金融機関でなければならない。

(1) 最新の営業年度の決算（中間決算を含む。）における自己資本比率が、国内業務を行う金融機関にあつては国内基準の4パーセントに、当該金融機関の決算後に生ずる資本の変動を補正して、当該基準に100分の50を乗じて得た率を加算して算出した率が6パーセント以上とし、海外業

務を行う金融機関にあつては国際統一基準の8パーセントに、当該金融機関の決算後に生ずる資本の変動を補正して、当該基準に100分の30を乗じて得た率を加算して算出した率が10.4パーセント以上であること。

- (2) 決算におけるリスク管理債権の合計額のうち、担保又は保証されていない債権の全額を貸倒引当金等により償却、引当てする資金量を有していること。
- (3) 株式を上場している金融機関にあつては、前6月の株価の変動が、他の金融機関と対した場合、著しい下落現象が見られないこと。
- (4) 自己の経営状況に関する情報を積極的に開示していること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第13号の2の規定により、金融庁長官が指定した指定格付機関が金融機関の格付けを行つている場合は、当該金融機関の格付けが相対的に上位であること。

2 公金を債券の購入をもつて運用する場合は、政府系金融機関、信金中央金庫、農林中央金庫及び証券会社をもつて充てることができる。この場合において、前項各号の定めは、本項に規定する証券会社及び金融機関について準用するものとする。

（預金の解約）

**第12条** 歳計現金等を運用している金融機関が前条第1項各号のいずれかに該当しなくなつた場合は、現に行つている預金等を解約しなければならない。この場合において、解約しようとする事又は解約したことを第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定により預金を解約した金融機関には、解約後、前条第1項各号に掲げる要件のすべてが満たされるまで、預金の預け入れを行つてはならない。

（運用先の決定）

**第13条** 歳計現金等を運用する金融機関を決定する場合は、第11条第1項各号及び同条第2項に該当する金融機関で、かつ、公金を借入れている金融機関の中から選定した金融機関により、運用金額に対する利率の競争入札（以下「入札」という。）を行い、この入札において最高の利率を提示した金融機関を運用先に決定するものとする。この場合において、公金を借入れている金融機関

の数が、次条第2項で定める入札に参加させる金融機関の数に満たない場合は、公金を借入れていない金融機関を加えることができる。

(入札の方法)

**第14条** 会計管理者は、前条の規定により入札を行う場合は、入札に参加させるために選定した金融機関に対し、運用金額、運用期間、金融商品の種別及び入札日時の期限を提示して行うものとする。この場合において、金融機関へ行う提示は文書（ファクシミリを含む。）をもって行うものとし、当該金融機関が利率の入札を行う場合も、また同様とする。

2 前項による入札に参加させるために選定する金融機関の数は、次のとおりとする。

- (1) 5,000万円未満の運用金額 2以上の金融機関
- (2) 5,000万円を超え1億円未満の運用金額 3以上の金融機関
- (3) 1億円以上の運用金額 4以上の金融機関

3 入札において、最高の利率が同率となつた金融機関が2以上ある場合は、当該金融機関に対し再度の入札を行うものとする。この場合において、第1項に規定する手続きを行う暇がないときは、電話により行うことができる。

4 前項の規定による再度の入札において、最高の利率が再び同率となつた金融機関が2以上ある場合は、次の順により運用先を決定するものとする。

- (1) 同日に1の入札を行つた場合で、2以上の金融機関の中に公金を借入れている金融機関がある場合は、当該金融機関とし、公金を借入れている金融機関が2以上ある場合は、借入れ金額が高い金融機関とする。
- (2) 同日に2以上の入札を行つた場合は、全入札に対する利率が最も高い金融機関とする。
- (3) 前2号においてもなお金融機関を決定することができない場合は、当該金融機関のそれぞれの経営状況、過去における入札結果の実績及び市への貢献度等について相対的に評価し、優位の金融機関とする。

5 会計管理者が入札に付すべき暇がないと認めるときは、第2項の定めにかかわらず、過去の入札のうち最も近い期日に行つた入札において、最高の利率を提示し、かつ、その利率と同率以上で引き受ける一の金融機関で運用することができる。

(債券の運用の制限)

**第15条** 歳計現金等を債券の購入により運用する場合は、原則として取得価格が額面以下（アンダーパー）のものとし、やむを得ず取得価格以上（オーバーパー）の条件で取得する必要があるときは、満期償還時の受取金が額面価格と取得価格の差を上回る場合に限り取得できるものとする。

（歳計現金等の運用記録管理）

**第16条** 会計管理者は、歳計現金等を運用したときは、運用することとなつた金融機関及び金融商品の選定理由並びに運用金額、運用期間、運用益及び入札等の経過を記録した歳計現金等運用記録台帳を整備し保管しなければならない。

#### **第4章 借入金**

（借入金の借入れ権限と保管権限の明確化）

**第17条** 一時借入金の借入れは、法第235条の3の規定に基づき管理者が行い、その保管は会計管理者が行う。

（借入先の決定）

**第18条** 一時借入金又は組合債（縁故債）を借入れようとする場合は、第11条第1項各号及び同条第2項に該当する金融機関で、かつ、歳計現金等を預金している金融機関の中から選定した金融機関により、借入金額に対する利率の競争入札を行い、この入札において最低の利率を提示した金融機関を借入先に決定するものとする。この場合において、歳計現金等を預金している金融機関の数が、次条第2項で定める入札に参加させる金融機関の数に満たない場合は、歳計現金等を預金していない金融機関を加えることができる。

（入札の方法）

**第19条** 前条の規定により入札を行う場合は、入札に参加させるために選定した金融機関に対し、借入金額、借入期間及び入札日時の期限を提示して行うものとする。この場合において、金融機関へ行う提示は文書（ファクシミリを含む。）をもつて行い、当該金融機関が利率の入札を行う場合も、また同様とする。

2 前項による入札に参加させるために選定する金融機関の数は、次のとおりとする。

（1） 5,000万円未満の借入金額 2以上の金融機関

（2） 5,000万円を超え1億円未満の借入金額 3以上の金融機関

(3) 1億円以上の借入金額 4以上の金融機関

3 入札において、最低の利率が同率となった金融機関が2以上ある場合は、当該金融機関に対し再度の入札を行うものとする。この場合において、第1項に規定する手続きを行う暇がないときは、電話により行うことができる。

4 前項の規定による再度の入札において、最低の利率が再び同率となった金融機関が2以上ある場合は、歳計現金等を預金している金融機関とし、歳計現金等を預金している金融機関の中に指定金融機関がある場合は、指定金融機関とする。

(預金と借入金の相殺)

**第20条** 歳計現金等を預金している金融機関から一時借入金又は組合債（縁故債）を借入れようとするときは、当該金融機関が破たんした場合に預金を保全するため、借入金と預金を相殺する契約を締結して行うものとする。ただし、当該金融機関の預金規定に借入金との相殺規定が定められている場合は、この限りではない。

## 第5章 公金管理委員会

(公金管理委員会の設置)

**第21条** 公金の保管及び運用の安全並びに金融機関破たん時の公金の保全策は、管理者が別に設置する公金管理委員会において当該対策を講じるものとする。

## 第6章 雑則

(金融機関台帳の整備)

**第22条** 会計管理者は、指定金融機関及び現に公金を運用し又は借入れている金融機関別に、当該金融機関の経営状況（自己資本比率、リスク管理債権、預金量、株価等）の推移及び公金の預金又は借入金の状況について記録管理するための台帳を整備し公金の保全に資さなければならない。又これから公金を運用し又は借入れようとする金融機関にあつても、同様にあらかじめ記録管理するための台帳を整備しておくものとする。

(委任)

**第23条** この基準に定めるもののほか、組合の公金の保管及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 21 日要綱第 1 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合において、本則中「会計管理者」とあるのは「収入役」と読み替えるものとする。
- 3 第 2 項の場合においては、第 18 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合公金の保管及び管理に関する基準本則の規定は適用せず、第 18 条の規定による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合公金の保管及び管理に関する基準本則の規定は、なおその効力を有する。